

## 和歌山県広報紙「県民の友」 広告掲載要領

(令和7年2月19日制定)

### (趣旨)

第1 この要領は、和歌山県広告事業要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、和歌山県広報紙「県民の友」への広告掲載を適正に行うため、必要な事項を定める。

### (広告内容、広告主・広告代理店の制限)

第2 次に掲げる広告は、和歌山県広報紙「県民の友」に掲載しない。

- (1) 要綱第3条第1項の要件を満たさない広告
- (2) 和歌山県広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）第2に定める業種又は業者の広告
- (3) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者の広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者の広告
- (5) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者の広告
- (6) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されていない広告代理店を利用する者の広告
- (7) その他広告として適当でないと知事が認める広告

### (募集広告の規格等)

第3 広告の規格、広告掲載場所その他の広告掲載に関する仕様は、別に定める。

### (広告掲載希望者の募集)

第4 広告代理店を利用せず広告の掲載を希望する者又は広告の掲載を希望する広告代理店（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第5 広告掲載希望者は、和歌山県広報紙「県民の友」広告掲載申込書（様式第1号）により申込みを行うものとする。

2 知事は、1の規定による掲載の申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告の掲載に必要な範囲で資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第6 知事は、第5の1に規定する申込みがあった場合は、要綱及び掲載基準、本要領に基づき審査し掲載が適当と認められた者のうちから、次に掲げる順位により掲載を決定する。ただし、これにより順位が付けられない場合は抽選により決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類する者
- (2) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類する者から委託を受け広告掲載を行う者
- (3) 県内に本社、本所を置く広告主又は申込みの時点から過去3年以内に和歌山県広報紙「県民の友」への広告掲載実績がある広告主のうち、複数月の申込みを行った者
- (4) 県内に本社、本所を置く広告主又は申込みの時点から過去3年以内に和歌山県広報紙「県民の友」への広告掲載実績がある広告主
- (5) 県内に事業所を有する広告主のうち、複数月の申込みを行った者
- (6) 県内に事業所を有する広告主
- (7) 複数月の申込みを行った広告主
- (8) (1)～(7)以外の者

2 知事は、1の規定により広告主を決定したときは、その結果を速やかに、和歌山県広報紙「県民の友」広告掲載決定通知書(様式第2号)により、広告掲載希望者に対して通知するものとする。

(契約の締結)

第7 第6の2に規定する広告掲載の決定の通知を受けた広告掲載希望者は、知事が指定する期限までに請書を提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出等)

第8 広告掲載希望者は、広告原稿を作成し、知事が指定する日までに知事室広報課に提出する。この場合において、広告作成に要する経費は、広告掲載希望者が負担するものとする。

(広告内容の修正)

第9 知事は、広告の内容が本要領の規定に適合しない、又はそのおそれがあると判断したときは、広告掲載希望者に対して広告の内容の修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第10 広告掲載希望者は、県が別に定める広告掲載料を、県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

2 1の方法により納入できない場合は、別途、県、広告掲載希望者双方で協議するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11 知事は、広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）が次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主等が、第2の規定に反すると判断したとき
- (2) 広告掲載希望者が、第8の規定により知事が指定した日までに広告原稿を提出しないとき
- (3) 広告掲載希望者が、第9に規定する広告の内容の修正に応じないとき
- (4) 広告掲載希望者が、第10の1に規定する知事が指定した日までに広告掲載料を納入しないとき
- (5) 広告主等の責めに帰する事由により広告の掲載を継続することが適切でないとき知事が判断したとき

2 知事は、1の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合は、広告掲載希望者に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 1の規定により広告の掲載の決定を取消した場合、知事は、広告掲載料を広告掲載希望者に返還しない。

(広告掲載の取り下げ、広告内容の変更)

第12 広告主等は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることはできない。

2 広告主等は、自己の都合により、広告掲載後、広告内容を変更することはできない。

(掲載料の返還)

第13 知事は、広告主等の責に帰さない理由により当該広告の掲載ができなくなった場合は、第10の規定により納入された広告掲載料を広告掲載希望者に返還する。ただし、広告原稿の作成に関する経費は、広告主等の負担とする。

2 1の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(苦情等の処理等)

第14 広告主等は、県に対し、当該広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものでないことを保証するものとする。

2 広告主等は、県が第三者から当該広告を掲載したことにより苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

3 広告主等は、当該広告掲載により県に損害又は損失が発生した場合には、当該損害又は損失を補償しなければならない。

4 県は、当該広告を掲載したことにより広告主等に損害が発生した場合でも、広告主等に対して何らの責任も負わない。

(県ホームページへの掲載)

第15 県は、広報紙の掲載内容をHTML版及びPDF版にて県ホームページに掲出しているが、当該広告部分については、HTML版及びPDF版ともに削除する。

(その他)

第16 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

年 月 日

和歌山県知事 様

申込者（広告代理店の場合は広告代理店名）

住所

団体名

代表者氏名

直近の掲載 令和 年 月号 ・ なし

広告代理店を利用する場合は広告主を以下に記入

住所

団体名

代表者氏名

直近の掲載 令和 年 月号 ・ なし

和歌山県広報紙「県民の友」へ広告を掲載したいので、下記内容により申し込みます。

広告の掲載にあたっては、和歌山県広告事業要綱、和歌山県広告事業掲載基準、和歌山県広報紙「県民の友」広告掲載要領及び関係法令等を遵守すること、県税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないことを誓約します。

記

1 広告内容

※空き家無料相談会の告知、宝くじの発売告知 など広告内容を簡潔に記入すること

2 掲載希望月・ページ

掲載希望号（下の空欄に○をご記入。複数記入可）	掲載希望ページ（下の空欄に優先順位【1~4】を記入。）			
	P13（中面）	P14（中面）	P15（中面）	P16（裏表紙）
月号				
月号				
月号				

3 連絡先

ご担当者名

連絡先(TEL)

(FAX)

(E-mail)

様式第1号

添付書類 (1) 広告主の業種及び事業内容がわかるもの (会社概要、パンフレット等)

(2) 掲載広告の素案 (様式は自由)

(3) 和歌山県の入札参加資格 (公共工事、物品又は役務) を有することを証明する書類 (写し可)

(4) 和歌山県の入札参加資格 (公共工事、物品又は役務) がない場合は、次に掲げる書類

ア 役員等に関する調書 (別紙)

イ 登記事項証明書 (法人事業者) 又は住民票 (個人事業者)

ただし、直近1年以内において本要領に基づき、知事に提出した者についてはこれを省略することができる。

ウ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

エ 県税事務所長が発行した、県税 (個人県民税及び地方消費税を除く。) に未納がないことを確認できる納税証明書

※ 広告代理店を利用する場合、広告代理店は (2)、(3) 及び広告主に関する (1) 及び (3) 又は (4) の添付書類を提出すること。

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事室広報課長  
(公印省略)

和歌山県広報紙「県民の友」広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった和歌山県広報紙「県民の友」への広告掲載について、下記のとおり掲載（する・しない）ことに決定したので通知します。

記

- 1 掲載号  
年 月号
- 2 掲載ページ
- 3 広告の内容  
別添のとおり
- 4 広告掲載料
- 5 その他
- 6 掲載しない場合の理由